

令和6年12月9日

郡市区等医師会 御中

一般社団法人 大阪府医師会
(公印省略)

「訪日外国人受診者医療費未払情報報告システム」に係る
情報更新について

平素は本会事業に格別のご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、大阪府より標記についての周知依頼がありました。

標記システムは、訪日外国人の医療機関受診時における医療費不払いの発生抑止を目的に、厚生労働省が「一定額以上の医療費不払いを生じさせた訪日外国人受診者」の情報を保険医療機関から収集し、出入国在留管理庁との連携により、次回以降の入国審査を厳格化するもので、令和3年5月より運用が開始されています。

本通知は、同システムの周知用チラシ(別添)に情報更新があった旨をお知らせするものです。

つきましては、本件についてご了知賜りますとともに、貴会会員への周知方ご高配のほどよろしくお願い申し上げます。

<事務局>

大阪府医師会 地域医療1課 (堀田・澤野)

TEL:06-6763-7012

「訪日外国人受診者医療費未払情報報告システム」 へのご協力をお願いします

訪日外国人受診者による不払いの発生抑止となるよう、
医療費の不払い等の経歴がある訪日外国人について、
次回以降の入国審査が厳格化されます



本システムへの医療機関からの登録と未収金登録までの流れ

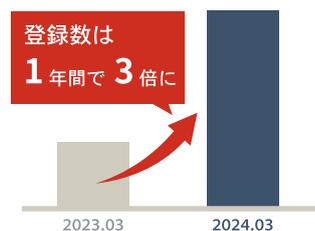
- 1 まずはじめにシステムへの医療機関登録をお願いします。
報告システム URL <https://unpaid.mhlw.go.jp/report1/>
- 2 訪日外国人が受診した際には、パスポート情報を取得してください。
- 3 未収金が発生したら、システムへ未収金情報を登録してください。



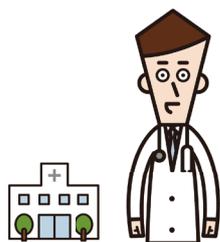
本システムへ登録する医療機関は全国的に増加中

登録を決めた背景

- ✓ 訪日外国人の増加に伴い、外国人受診者の増加も見込まれる
- ✓ 未収金を発生させた場合に次回以降の入国審査を厳格化するという国の姿勢を示すことで、外国人受診者における未収金発生の抑止力となる



本システムに登録している医療機関の声



厚生労働省ホームページからダウンロードできる多言語の周知資料を使って、このシステムに登録していることを訪日外国人受診者に伝えています。不払いがあると日本政府に報告され、日本への再入国ができない可能性があることを伝えると、受診者の支払いに対する意識が上がることを実感しています。

厚生労働省ホームページにおいて

院内掲示用ポスター等の資材や登録方法の説明動画、マニュアル等は厚生労働省ホームページでご覧いただけます。

厚労省 訪日外国人 不払い



各種資料・
動画は
こちらから



3STEPで簡単登録 ぜひご登録ください

<https://unpaid.mhlw.go.jp/report1/>



未収金情報を登録する前に、医療機関の情報を登録する必要があります。

STEP 1

登録サイトにアクセスし、医療機関情報等を仮登録

必要な情報

- ・医療機関名
- ・医療機関番号※1
- ・管理者電話番号※2
- ・管理者氏名
- ・管理者メールアドレス

※1：2桁の都道府県番号から始まる10桁のコードです。

※2：「管理者」とは各医療機関における未収金に関する管理責任者です。
(例：医事課長)

STEP 2

登録した管理者メールアドレスに届くURLからパスワードを設定

登録した管理者メールアドレスに本登録用のメールが届きます。当該メールに記載されたURLからパスワードを設定してください。

STEP 3

ログインIDとパスワードでログインし、登録内容を確認

パスワードを設定後、画面にログインIDが表示されます。ログイン画面に戻り、ログインIDとパスワードでログインし、登録内容に間違いがないか確認してください。

登録完了

登録完了です！

登録方法の詳細については、マニュアルや説明動画を確認してください。本チラシ表面の下部にある「厚生労働省ホームページにおいて」のQRコードよりアクセスできます。

※管理者と別に入力担当者のIDを設定することも可能です。

※未収金情報の登録方法については、医療機関向けマニュアル等を確認してください。

システム登録方法の詳細については、説明会にて詳しくご説明！是非ご参加ください

詳細・お申込みは広報ページをご確認ください

<https://mediphone.jp/mhlw/unpaid-briefing>

QRコードでアクセス



お問合せ・照会はこちら

厚生労働省訪日外国人受診者医療費未払情報事務局
(委託先：メディフォン株式会社)

☎ 050-3131-7194 【受付時間】平日 9:00~17:00
mail : contact@unpaid.mhlw.go.jp